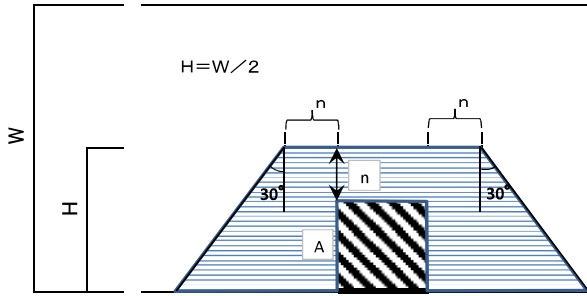


舗装復旧範囲 2021.4～

舗装の復旧範囲については、以下のとおりとする。

幅員W=4.0m以上の車道

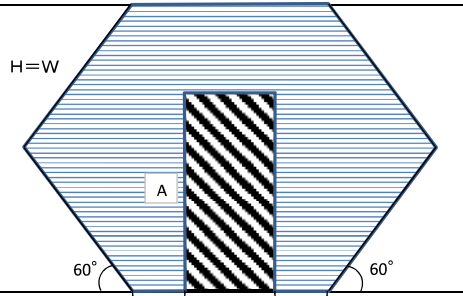
$A+n \leq W/2$ の場合



影響幅 $\geq n+B+n$

堀山から道路センターまでの離隔がn(B構造の場合600mm)以上取れている場合は、半面を台形で復旧することを原則とする。

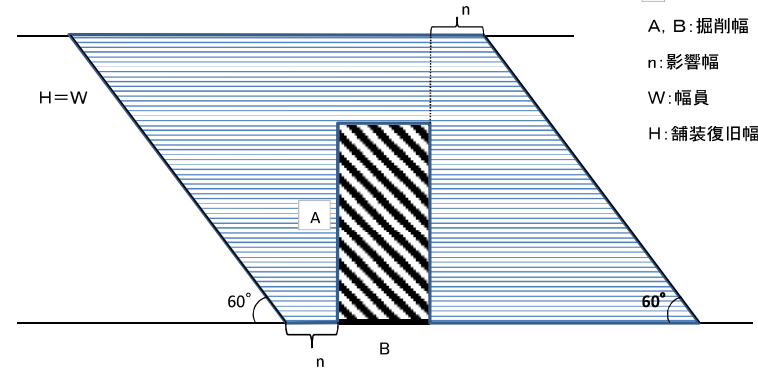
$A+n \geq W/2$ の場合



影響幅 $\geq n+B+n$

堀山から道路センターまでの離隔がn(B構造の場合600mm)未満の場合、もしくは堀山が道路センターを過ぎている場合は、全面をダイヤモンド形で復旧することを原則とする。

幅員W=4.0m未満の道路



影響幅 $\geq n+B+n$ ※B構造の場合n=600

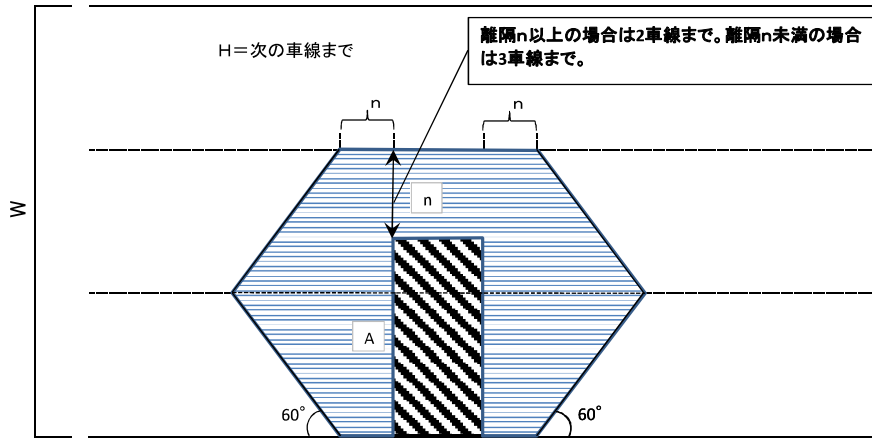
幅員4.0m未満の道路は、堀山の寸法・形状に関わらず全面を平行四辺形で復旧することを原則とする。

凡例

- : 舗装掘削範囲
- : 舗装影響範囲
- A, B: 掘削幅
- n: 影響幅
- W: 幅員
- H: 舗装復旧幅

複数車線の場合

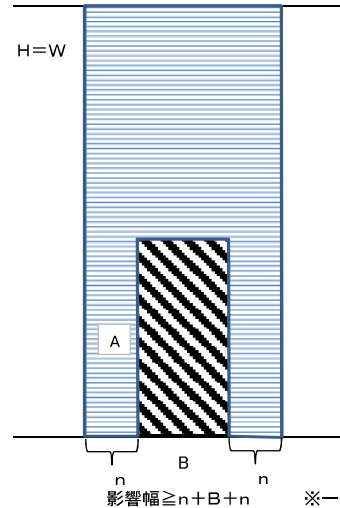
$A+n \geq W$ / 車線数の場合



影響幅 $\geq n+B+n$

堀山から次路線の区画線までの離隔がn(B構造の場合600mm)以上取れている場合は当該車線まで復旧。離隔が600mm未満の場合は次車線までを復旧。形状はダイヤモンド形で復旧することを原則とする。

歩道



影響幅 $\geq n+B+n$ ※一般歩道部n=300

歩道は、堀山の寸法・形状に関わらず全面復旧することを原則とするが、W=4m以上の場合や自転車通行帯がある場合などは別途協議する。なお、切下げ部を掘削する場合は、切下げ部の全幅復旧を原則とする。

道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の4の6、7に基づいて対処すること。
掘削影響幅については $n = k \cdot t$ (n:影響幅、k:係数(Ce.Co:1.4, As:1.0)、t:掘削部分の路盤厚)

注意事項

- ※浦安市において道路掘削は原則として土留め掘削とする。
- ※既存の目地との距離が1.0m(C構造規格以上は3.0m)未満の場合は、その目地までとする。
- ※堀山が複数の場合、その頂点間が1.0m(C構造規格以上は3.0m)未満の場合、復旧は連続処理とする
- ※本復旧の際、水道工事は(水)、ガス工事は(G)、電気工事は(E)の白色マーキングをすること。

土留め掘削の場合

